

# 雇用ジャーナル

ハローワーク郡山  
LINEアカウント



福島労働局職業安定部・ハローワーク  
公式マスコットキャラクター「福まる」

令和8年3月号

ハローワーク郡山

〒963-8609 郡山市方八町2-1-26  
TEL024-942-8609

## 雇用の動き (令和8年1月内容)

管内の雇用失業情勢は、月間有効求人倍率は、1.59倍と前月比で0.05ポイント低下、前年同月比で0.15ポイント低下した。平成24年6月から164ヵ月連続で1倍を超えている。

新規求人倍率は、2.69倍と前月比で0.11ポイント低下、前年同月比では0.46ポイント低下している。

### 1 福島県と全国の有効求人倍率の動向

	令和8年1月	令和7年12月	令和7年1月	前月比	前年同月比
● 全国(季節調整値)	1.18 倍	1.20 倍	1.25 倍	▲ 0.02 ポイント	▲ 0.07 ポイント
● 福島県(季節調整値)	1.20 倍	1.22 倍	1.28 倍	▲ 0.02 ポイント	▲ 0.08 ポイント
● 郡山地域	1.59 倍	1.64 倍	1.74 倍	▲ 0.05 ポイント	▲ 0.15 ポイント
● 完全失業率(全国)	2.7 %	2.6 %	2.5 %	0.10 ポイント	0.20 ポイント

### 2 主要指標(学卒を除きパートを含む)

● 新規求職申込件数	1,394 件	1,058 件	1,366 件	31.8 %	2.0 %
● 新規求人数	3,746 人	2,961 人	4,301 人	26.5 %	▲ 12.9 %
うち正社員	1,848 人	1,469 人	1,823 人	25.8 %	1.4 %
● 有効求職者数	5,338 人	5,702 人	5,678 人	▲ 6.4 %	▲ 6.0 %
● 有効求人数	9,280 人	9,377 人	9,863 人	▲ 1.0 %	▲ 5.9 %
うち正社員	4,849 人	4,772 人	4,693 人	1.6 %	3.3 %
● 新規求人倍率	2.69 倍	2.80 倍	3.15 倍	▲ 0.11 ポイント	▲ 0.46 ポイント
● 有効求人倍率	1.59 倍	1.64 倍	1.74 倍	▲ 0.05 ポイント	▲ 0.15 ポイント
● 有効求人倍率(正社員分)	1.36 倍	1.36 倍	1.28 倍	0.00 ポイント	0.08 ポイント
● 就職件数	273 件	299 件	277 件	▲ 8.7 %	▲ 1.4 %

### 3 雇用保険業務取扱状況

適用	● 適用事業所数	7,575 事業所	7,572 事業所	7,657 事業所	0.0 %	▲ 1.1 %
	● 被保険者数	147,687 人	148,412 人	150,316 人	▲ 0.5 %	▲ 1.7 %
	● 資格取得者数	1,579 人	1,689 人	1,607 人	▲ 6.5 %	▲ 1.7 %
	● 資格喪失者数	2,326 人	1,598 人	2,234 人	45.6 %	4.1 %
	うち事業主都合	148 人	67 人	67 人	120.9 %	120.9 %
	● 離職票交付枚数	1,595 枚	975 枚	1,472 枚	63.6 %	8.4 %
給付	● 受給資格決定件数	308 件	224 件	274 件	37.5 %	12.4 %
	● 初回受給者数	219 人	308 人	211 人	▲ 28.9 %	3.8 %
	● 受給者実人員	1,263 人	1,417 人	1,289 人	▲ 10.9 %	▲ 2.0 %
	● 支給総額	177,456 千円	193,011 千円	185,161 千円	▲ 8.1 %	▲ 4.2 %

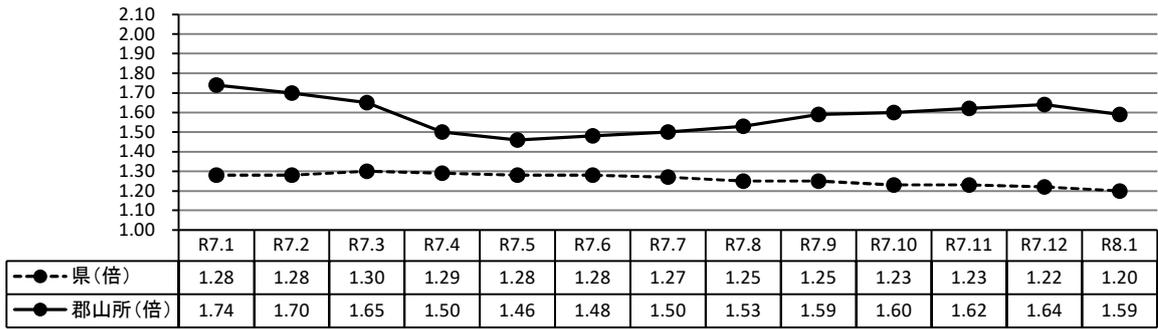
### 4 就業地別有効求人数

● 郡山市	7,569 人	7,443 人	8,096 人	1.7 %	▲ 6.5 %
● 田村市	533 人	540 人	637 人	▲ 1.3 %	▲ 16.3 %
● 三春町	257 人	276 人	284 人	▲ 6.9 %	▲ 9.5 %
● 小野町	91 人	86 人	99 人	5.8 %	▲ 8.1 %
合 計	8,450 人	8,345 人	9,116 人	1.3 %	▲ 7.3 %

## NO. 1 有効求人倍率の推移

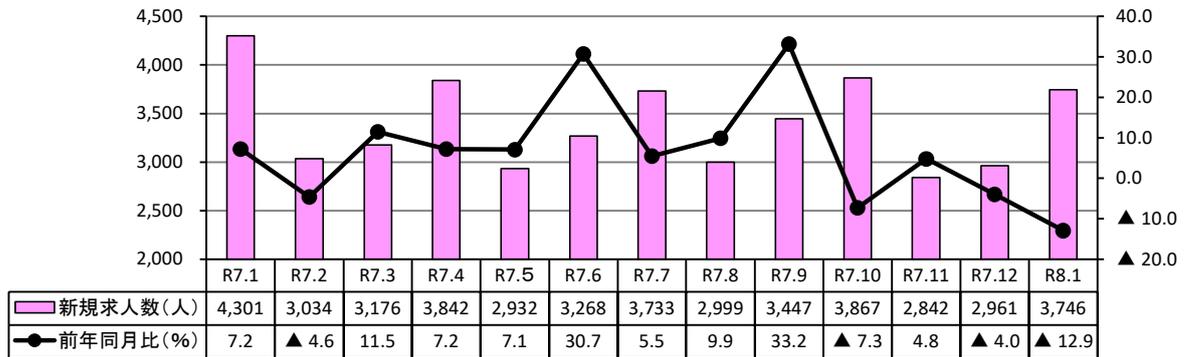
有効求人倍率 前月に比べ0.05ポイント低下

※(注)学卒を除き、パートタイムを含む。県の値は季節調整値。なお令和6年12月以前の数値は、令和8年1月分公表時に新季節指数により改定されている。



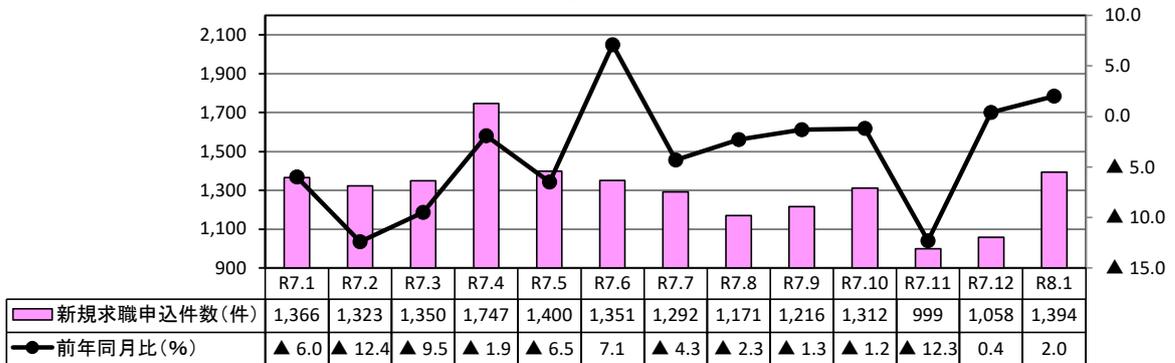
## NO. 2 新規求人数の推移

新規求人数 前月に比べ26.5%増加



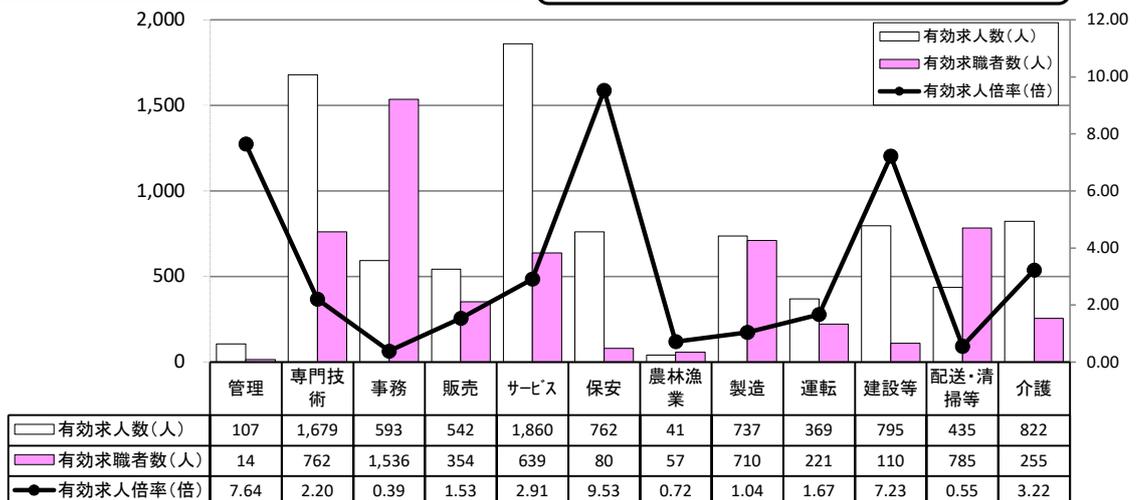
## NO. 3 新規求職申込件数の推移

新規求職申込件数 前月に比べ31.8%増加



## NO. 4 職業別有効求人倍率(常用)

最高は保安の9.53倍、最低は事務の0.39倍



新卒者の採用を  
検討されている  
事業主の皆様へ

2026年2月1日から

求人者マイページにより申込開始

2027年3月 卒業予定者対象

# 大卒等求人申込みのご案内

ハローワークでは、2027年3月に大学院、大学、短大、高等専門学校、専修学校及び公共職業能力開発施設卒業（修了）予定者（以下「大卒等」といいます。）を対象とした求人票について、求人者マイページによる申込みを2026年2月1日（日）から開始します。

将来、企業や地域の発展につながる若い人材確保のため、早期に採用計画をご検討のうえ、一人でも多くの学生に応募機会を提供いただきますようお願いいたします。



## 申込み手続きの流れ

2026年  
2月1日以降  
求人申込み

- 大卒等求人申込みは、**管轄のハローワークもしくはハローワークインターネットサービス上に「求人者マイページ」を開設し**、求人申込みの手続きをしてください。
- 大卒等求人は、少なくとも卒業後3年以内の既卒者も応募可能としていただきますようお願いいたします。（※1 「指針」第二の三（一）に基づく）
- ※ 既卒者の応募が可能で、通年採用（入職時期を限定しない）が可能な求人については、早期に就職を希望する既卒者への職業紹介に活用するため、求人受理時に通年採用の可否を確認させていただきます。

2026年  
4月1日以降  
求人公開

- 求人票**は新卒応援ハローワークやハローワークで公開するとともに、ご希望によりインターネットを通じて全国の各学校・学生に情報提供します。
- ※ 早期（翌年4月を待たず）に就職を希望する既卒者に対しては、既卒採用が可能であり、かつ、通年採用（入職時期を限定しない）が可能な求人については、求人公開開始前であっても、ハローワークからの紹介を可能としています。

2026年  
6月1日以降  
応募・問合せ

- 求人への応募は、ハローワークからの紹介もしくは学生自身が直接事業所へ応募・問い合わせることになりますので、ご対応をお願いします。
- ※ 学生が直接応募した場合は、最寄りのハローワークで紹介状の交付を受けるよう指示をお願いします。

面接・選考

- 応募者本人の適性・能力を基準とした**公正な採用選考**を行ってください。

2026年  
10月1日以降  
採用内定

- 正式内定は、政府の「就職・採用活動に関する要請」、大学側「申合せ」に基づき**10月1日以降**をお願いします。
- また、応募終了の際は、求人をお申込みいただいたハローワークにご連絡をお願いします。

春季一括採用とともに、通年採用や秋季採用の導入等についても積極的なご検討をお願いいたします。

大学等卒業予定者の  
就職・採用活動  
に関する開始時期

【広報活動】

卒業・修了年度に入る直前の3月1日以降

【選考活動】

卒業・修了年度の6月1日以降

詳しくはこちらから

●就職・採用活動に関する要請（内閣官房ホームページ）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku\\_katsudoubu\\_yousei/2026nendosotu/index.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudoubu_yousei/2026nendosotu/index.html)

※1 「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者等その他関係者が適切に対処するための指針」（平成二十七年厚生労働省告示第四百六号）

## 従業員が離職する際に必要な措置

雇用保険離職証明書の作成のほかに事業主は以下の手続きを行う必要があります。

### 1. 「再就職援助計画の作成」

事業規模の縮小等に伴い、1か月以内に30人以上の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる場合、最初の離職が発生する1か月前までに「再就職援助計画」を作成し、ハローワークに提出し、認定を受けなくてはなりません。（雇用対策法24条）

- 【1】対象労働者→経済的事情による事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた常時雇用される労働者
- 【2】本人への交付→安定所長より「再就職援助計画対象労働者証明書」を交付
- 【3】組合との関係→意見聴取が必要

（※）離職を余儀なくされる労働者が30人未満の場合、作成は任意ですが、労働者の早期再就職につながる可能性がありますので、できるだけ作成するようお願いいたします。（労働移動支援助成金の対象となる場合があります。）

### 2. 「大量離職届」の提出

自己の都合又は自己の責めに帰すべき理由によらないで、1か月以内に30人以上の離職者が発生する場合、最後の離職が発生する1か月前までに、その離職者の数等についてハローワークに「大量離職の届出」をしなければなりません。（雇用対策法27条）

※地域の労働力需給に影響を与えるような大量の雇用変動に対して、職業安定機関等が迅速かつ的確に対応を行えるようにすることを目的としています。

「大量離職届」については 雇用期間が6か月を超える場合は、雇用期間に定めのある労働者も原則として対象になります。

### 3. 障害者を解雇する場合

事業主が障害者である労働者（短時間労働者を含む）を解雇しようとする場合は、その旨を速やかに当該労働者の勤務先事業所を管轄するハローワークに対し、次の事項を記載した書面を提出しなくてはなりません（障害者雇用促進法第81条）

#### 「障害者解雇届」

- ・解雇する障害者である労働者の氏名、性別、年齢及び住所
- ・解雇する障害者である労働者が従事していた職種
- ・解雇の年月日及び理由等

### 4. 外国人の従業員が離職する場合

外国人（特別永住者を除く）が離職した場合、その都度、次の事項を記載した書面をハローワークに届け出なくてはなりません。（雇用対策法第28条）

#### 「外国人雇用状況届出書」

- ・当該外国人の氏名（ローマ字、カタカナ表記）
- ・国籍、在留資格、在留期限及び在留カード番号
- ・資格外活動許可の有無等

雇用保険被保険者の場合は、雇用保険被保険者資格喪失届の外国人雇用状況欄を記載の上、提出。（提出期限は雇用保険被保険者喪失届と同様です）、雇用保険被保険者資格を有さない者の場合は離職日の属する月の翌月の末日までに所定の様式によって届出します。